

ID: 5373

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)のうち別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号)のうち別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までによる。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1783

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	評議員会の招集の許可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の9第5項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (評議員会の運営) 第45条の9 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。 (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 (2) 前項の規定による請求があつた日から6週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1784

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の36第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5375

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	解散の認可及び認定		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (解散事由) 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 (1) 理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 (2) 定款に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁の解散命令 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考	事実関係の認定に難易差があること、また過去に実績がなく、あらかじめ期間を設定することが困難であるもの。		
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1785

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	吸収合併の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (吸収合併の効力の発生等) 第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基ついて有する権利義務を含む。)を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1786

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	新設合併の認可		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第54条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (新設合併の効力の発生等) 第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1787

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の承認
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第55条の2第1項
法令番号	昭和26年法律第45号
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の承認) 第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第1号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。 (1) 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額 (2) 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 2 前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容 (2) 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。) (3) 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第5項において「事業費」という。) (4) 第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額(第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。) (5) 社会福祉充実計画の実施期間 (6) その他厚生労働省令で定める事項 4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。 (1) 社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。) (2) 公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。) (3) 公益事業(前2号に掲げる事業を除く。) 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の	

意見を聴かなければならない。

- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
 - (1) 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
 - (2) 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
 - (3) 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
 - (4) その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1788

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の変更の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の3第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の変更) 第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1789

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の終了の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の4		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の終了) 第55条の4 第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1909

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の認定
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第125条
法令番号	昭和26年法律第45号
【根拠条文】 (社会福祉連携推進法人の認定) 第125条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。 (1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 (2) 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 (3) 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援 (4) 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの (5) 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 (6) 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 【基準】 根拠条文、法第127条及び第128条の規定による。 (認定の基準) 第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 (1) その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。 (2) 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。 (3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。 (4) 社員の資格の得喪に関して、第1号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 (5) 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項 ロ 役員について、次に掲げる事項 (1) 理事6人以上及び監事2人以上を置く旨	

(2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を1人置く旨

ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会(第136条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

(2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

ト 第125条第4号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第146条第2項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国、地方公共団体又は次条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更にに関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(欠格事由)

第128条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

(1) その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章、第155条第1項及び第165

条において「社会福祉連携推進法人」という。)が第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者(ハに該当する者を除く。) ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ 暴力団員等 (2) 第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの			
標準処理期間		60日	
備考			
設 定 年 月 日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1910

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第139条第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (定款の変更等) 第139条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 4 第34条の2第3項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1911

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進方針の変更の認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第140条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉連携推進方針の変更) 第140条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1912

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第142条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (代表理事の選定及び解職) 第142条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日